

○自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 環境負荷の少ない再生可能エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を促進するため、施設等に対する太陽光発電システムの設置に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 住宅、店舗、事業所等において、50キロワット未満の電力契約を締結している建物とその敷地等をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については、一般送配電事業者に売電することができるシステムをいう。
- (3) オンサイトPPAモデル事業 発電事業者が市内の施設等に太陽光発電システムを自らの費用により設置し、所有及び維持管理をした上で、当該太陽光発電システムから発電された電力を当該施設等に供給する事業をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、過去にこの告示による補助金の交付を受けた者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市内に住所を有し、一般送配電事業者と系統連系及び余剰電力の売電に関する契約を締結しようとする者のうち、自らが居住し、又は居住しようとする市内の施設等に自家消費を前提として太陽光発電システムを設置しようとするもの
- (2) 市内に住所を有し、一般送配電事業者と系統連系及び余剰電力の売電に関する契約を締結しようとする者のうち、自らが居住する目的で太陽光発電システムが設置された市内の施設等を購入しようとするもの
- (3) 市内に事業所の用に供する施設等を有し、一般送配電事業者と系統連系及び余剰電力の売電に関する契約を締結しようとする者のうち、当該施設等に自家消費を前提として太陽光発電システムを設置しようとするもの

- (4) 市内に本店、支店、営業所等を有し、市内に所在する施設等においてオンサイトPPAモデル事業を実施しようとする発電事業者
(補助金の交付の対象経費)

第4 第1に規定する経費は、次の各号のいずれにも該当する太陽光発電システムを設置する場合に要する経費とする。

- (1) 市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者等と工事請負契約等を締結して設置する、若しくは設置されたもの又はオンサイトPPAモデル事業を実施しようとする発電事業者自らが設置するもの
- (2) 市内に所在する施設等に設置する、又は設置されたもの
- (3) 施設等への設置に適し、かつ、太陽光パネルの最大出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値で、キロワット単位とし、小数点以下第2位未満を切り捨てたものをいう。）又はパワーコンディショナーの定格出力合計値（キロワット単位とし、小数点以下第2位未満を切り捨てたものをいう。）のいずれか低い出力（以下「補助対象導入量」という。）で、50キロワット未満であるもの
- (4) 市内に本店、支店、営業所等を有する小売電気事業者と電力供給契約を締結した施設等に設置する、又は設置されたもの
- (5) 未使用品であるもの
(補助金の額)

第5 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象導入量に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

補助対象導入量	補助額
10キロワット未満	補助対象導入量に1万円を乗じて得た額
10キロワット以上50キロワット未満	補助対象導入量のうち自家消費分に相当する出力に1万円を乗じて得た額

(補助金の利用の承認申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムを設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真
- (2) 太陽光発電システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書、工事請負契約書又は施設等の売買契約書の写しその他太陽光発電システムの設置経費が確認できる書類
- (3) 発電事業者、施設等、小売電気事業者の3者で交わすオンサイトPPAモデル事業に係る電力供給契約書の写し（オンサイトPPAモデル事業を実施する場合に限る。）
- (4) 太陽光発電システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し
- (5) 適正導入量計算書（様式第2号）（補助対象導入量が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電システムを導入する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（利用承認決定）

第7 市長は、第6の規定による補助金の承認申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付要件を満たすものと認めるときは、自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用承認通知書（様式第3号）により、補助金の交付要件を満たしていないと認めるときは、自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
（変更承認申請等）

第8 第7の規定により利用承認決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した内容を変更する場合又は太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、速やかに自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（補助事業に要する経費の配分の軽微な変更）

第9 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第1に規定する経費の20パーセント以内の増減とする。
（申請の取下期日）

第10 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(データの提出)

第11 補助事業者は、市長の求めに応じて売電量、買電量、自家消費量等のデータを提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

別表 (第12関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金交付申請書 1 太陽光発電システムの設置状況を確認できる写真 (設置前及び設置後の写真) 2 太陽光発電システムの設置に要した経費に係る書類 (領収書の写し等) 3 一般送配電事業者との系統連系及び余剰電力の売電に関する契約書の写し 4 適正導入量計算書 5 その他市長が必要と認める書類	第6号 第2号	1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金請求書 市長が必要と認める書類	第7号	1部	別に定める。
規則第20条の規定による書類	自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助に係る財産処分承認申請書 市長が必要と認める書類	第8号	1部	別に定める。

様式第1号（第6関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。

太陽光発電システムを設置する場所	久慈市
工事着工予定日	年 月 日
工事完了又は引き渡し予定日	年 月 日
補助対象導入量	. kW（小数点第3位を切り捨て）
設置に要する経費（税抜き）	円
補助金利用承認申請額	円
発電システムを設置する 建物等の種別	<input type="checkbox"/> 1 施設等の新築に併せて太陽光発電システムを設置 <input type="checkbox"/> 2 施設等を購入し、太陽光発電システムを設置 <input type="checkbox"/> 3 太陽光発電システムが設置された施設等を購入 <input type="checkbox"/> 4 既存の施設等に太陽光発電システムを設置 <input type="checkbox"/> 5 施設等の敷地内に設置 〔1～3の場合 入居予定 年 月〕
工事施工業者	

この補助金の承認決定に当たり、以下のとおり同意及び誓約します。

1. 市税の納付状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認すること
2. 申請者自ら電力会社と系統連系及び余剰電力の売電契約を締結すること
3. 交付要綱第4の規定に基づき市内に本店、支店、営業所等を有する小売電気事業者と電力供給契約を締結すること
4. 交付要綱第11の規定に基づき当該補助事業完了後に売電量、買電量、自家消費量等のデータを提出すること

氏 名 _____

添付書類

- 1 太陽光発電システムを設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真
- 2 太陽光発電システムの設置に要する費用の内訳が記載された見積書、工事請負契約書又は施設等の売買契約書の写しその他太陽光発電システムの設置経費が確認できる書類
- 3 発電事業者、施設等、小売電気事業者の3者で交わすオンサイトPPAモデル事業に係る電力供給契約書の写し（オンサイトPPAモデル事業を実施する場合に限る。）
- 4 太陽光発電システムを構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し
- 5 適正導入量計算書（様式第2号）（補助対象導入量が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電システムを導入する場合に限る。）
- 6 その他市長が必要と認める書類

注 「補助金承認申請額」は補助対象導入量に1万円を乗じて得た額とする。ただし、上限は50キロワット未満とし、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

適正導入量計算書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

1. 施設等使用時間について

時	～	時
---	---	---

2. 電力自家消費量について

月	直近1年間の電力自家消費量 (kWh) ※1
1	kWh
2	kWh
3	kWh
4	kWh
5	kWh
6	kWh

月	直近1年間の電力自家消費量 (kWh)
7	kWh
8	kWh
9	kWh
10	kWh
11	kWh
12	kWh
計	kWh

…①

太陽光パネル 1kW当たりの平均年間発電電力量を1,078kWh※2として計算すると、
①÷1,078kWh＝ . kW（小数点以下第2位未満は切り捨て）
が適正導入量となる。

【備考】

※ 本様式は補助対象導入量が10kW以上50kW未満の設備の場合に提出願います。

※1 直近1年間の電力自家消費量について

新築の建物屋根等に設置する場合には、電力自家消費量（見込み）の記入をお願いします。
また、FITの認定を受ける場合、電力自家消費量は地域活用要件を満たした電力量としてください。

なお、過大に電力使用量（見込み）を記載の場合、補助金を返還いただく可能性がございますので、ご注意願います。

※2 太陽光発電設備の適正導入量の試算値について

「平成22年度岩手県住宅用太陽光発電実態モニター調査」の結果に基づき、太陽光パネル1kW当たりの平均年間発電電力量1,078kWhを適正導入量試算値として採用しています。

様式第3号（第7関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用承認通知書

第 号

年 月 日

様

久慈市長



年 月 日付で申請のあった自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金の利用の承認については、自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり承認します。

1 承認内容

(1) 太陽光発電システムの設置場所

久慈市

(2) 補助対象導入量

. kW

(3) 補助金の額

円

様式第4号（第7関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用不承認通知書

第 号

年 月 日

様

久慈市長



年 月 日付けで申請のあった自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金の利用の承認については、自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金交付要綱第7の規定により、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

理由

様式第5号（第8関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金利用変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の利用承認の決定を受けた自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金について、申請内容を次のとおり変更（中止）したいので申請します。

1 変更内容

区分	変更前	変更後
(1) 補助対象導入量	. kW (小数点第3位を切り捨て)	. kW (小数点第3位を切り捨て)
(2) 申請者	住所	住所
	氏名	氏名

注 変更を要する欄の番号に「○」を付し、変更前と変更後の要件を記入すること。

2 変更（中止）の理由

様式第6号（別表関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で利用承認の決定を受けた自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

太陽光発電システムを設置した場所	久慈市
工事着工日	年 月 日
工事完了日又は引き渡し日	年 月 日
補助対象導入量	. kW（小数点第3位を切り捨て）
設置に要した経費（税抜き）	円
補助金交付申請額	円
工事施工業者	

添付書類

- 1 太陽光発電システムの設置状況を確認できる写真（設置前及び設置後の写真）
- 2 太陽光発電システムの設置に要した経費に係る書類（領収書の写し等）
- 3 一般送配電事業者との系統連系及び余剰電力の売電に関する契約書の写し
- 4 適正導入量計算書（様式第2号）（補助対象導入量が10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電システムを導入する場合に限る。）
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第7号（別表関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付規則により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

(1) 金融機関名

(2) 支店名

(3) 預金種類 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他 ()

(4) 口座番号

(フリガナ)

(5) 口座名義

様式第8号（別表関係）

自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助に係る財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった自家消費型再エネ発電システム導入促進事業補助金の対象となった財産を処分したいので、補助金交付規則により、次のとおり申請します。

- 1 処分の方法
- 2 処分の理由
- 3 処分の時